

様式第十号（第十九条関係）

品 種 登 録 料 納 付 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

納付者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第 45 条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 登録品種の名称

5 納付年及び金額

納付年 第 年目

金額 円

☐ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用

法律名

確認書の番号

☐ 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納

金額 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

(備考)

1 5については、以下のとおり記載する。

(1) 他法律の規定により登録料の軽減を受けようとする場合には、「□ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用」に「レ」を付す。なお、登録料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。

- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 13 条第 2 項
- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 12 条第 2 項
- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 17 条第 2 項
- ・福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 65 条第 3 項
- ・花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）第 13 条第 2 項
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 42 条第 2 項
- ・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 16 条第 2 項

(2) 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「□ 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納」に「レ」を付す。なお、(1)により登録料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の登録料と同額の割増登録料を記載する。